

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、次のとおり議員を派遣する。

地域井戸端会～皆さんの声を伺います～

- (1) 派遣目的 市民の意見を把握し、議会活動に反映させるために市内 28 か所で開催する地域井戸端会へ出席のため
- (2) 派遣場所 浜田市殿町、黒川町、熱田町、国分町、周布町、内村町、西村町、野原町、長沢町、金城町、旭町、弥栄町、三隅町
- (3) 派遣期間 令和 5 年 5 月 13 日（土）から 6 月 3 日（土）
- (4) 派遣議員 肥後 孝俊・村木 勝也・大谷 学・三浦 大紀
沖田 真治・村武まゆみ・川上 幾雄・柳楽真智子
串崎 利行・小川 稔宏・上野 茂・布施 賢司
岡本 正友・芦谷 英夫・永見 利久・佐々木豊治
田畑 敬二・西田 清久・川神 裕司・牛尾 昭

令和 5 年 4 月 24 日 提出

議員派遣について

地方自治法第 100 条第 13 項の規定により、次のとおり議員を派遣する。

第 152 回中国市議会議長会定期総会

- (1) 派遣目的 中国地方 5 県の市議会議長及び副議長が一堂に会する
重要課題の解決に向けた協議へ出席のため
- (2) 派遣場所 岡山県岡山市
- (3) 派遣期間 令和 5 年 5 月 30 日（火）から 31 日（水）
- (4) 派遣議員 川神 裕司

令和 5 年 4 月 24 日 提出